

事業用電気通信設備規則の細目を定める件の一部を改正する件新旧対照表

○昭和六十年郵政省告示第二百二十八号（事業用電気通信設備規則の細目を定める件）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条 規則第三十五条の第二号（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号</p> <p>二 発信に係る住所</p> <p>三 電気通信回線の契約者名</p> <p>2 規則第三十五条の六第二号（第三十五条の十四、<u>第三十五条の二十第二項</u>及び第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（警察機関等の端末設備に送信する情報）</p> <p>第四条 規則第三十五条の第二号（第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次のとおりとする。</p> <p>一 緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号</p> <p>二 発信に係る住所</p> <p>三 電気通信回線の契約者名</p> <p>2 規則第三十五条の六第二号（第三十五条の十四及び第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による緊急通報の発信に係る情報は、次の各号に掲げる電気通信設備ごとに、当該各号に規定する情報とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>3・4 （略）</p>